

第3回国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける 発注者責任に関する懇談会〈議事概要〉

【日時】 平成18年6月27日(火) 13:00～15:00

【場所】 全国町村会館 2F ホールB

【議論のポイント】

発注者責任の概念について

受注者との契約は、発注者が国民に対する責任を果たすための手段。

発注者の責任として業者選定も重要ではないか。

発注者の責任を果たしていることを国民に知らせていくことも発注者の責任。

責任には道義的責任、法的責任、行政的責任等、さまざまな責任がある。

誰に対してどのような責任を持っているのか明確にする必要がある。この部分を明確にしないと後段の方策の提案にしっかり繋がらない。

現行の建設生産システムにおける課題について

これまでの建設生産システムは、指名競争入札制度の下、発注者の裁量により安心して工事を任せられる者を選定することで支えられてきたが、一般競争入札となることでこの前提が変わる。生産システムを基本から見直さないといけないのではないか。

資料では、発注者の業務内容が近年「ソフト系業務に力点を置いている」となっているが、今でもハード系業務に力点はあり、その上でさらにソフト系業務をやっていかざるを得ない状況であると理解するべきではないか。

想定される課題は、技術力、つまり能力、技術的な経験、設計思想の一貫性、役割分担における相互の補完、の4つの視点から整理できるのではないか。

顕在化している問題は設計や施工のミスだけではなく、発注者への社会的信頼性の低下や受注者の体制が重層構造化してきていることにもある。このような観点からも整理しておく必要がある。

建設生産システムのあり方について

入口で防ぎきれないのであれば、結果の評価からプロセスの評価にシフトする必要がある。

設計の照査は、耐震偽装事件の問題点を踏まえた上で、外部に審査させる仕組みを作るべきではないか。

「発注者自らが行うべき業務」とは何を指すのか。これまでに議論していないが、何らかの説明が必要ではないか。

各者の情報共有として、ナレッジマネジメントを建設生産システムに導入すべきという考え方もあるのではないか。

今後の発注者の体制を前提に建設生産システムを考える必要がある。技術者を補う仕組みとして発注者の権限を付与することができるような資格制度が必要ではないか。

内容が伝わりにくい表現が随所に見られるので、万人に正確に伝わる表現に修文する必要がある。可能なものはもっと具体的に書けば分かりやすいのではないか。

一連の建設生産システムの中には各々独立した部分がある。これらをどのように連結させていくのか。例えば、詳細設計の施工に係わる部分は施工者に任せるとともに、設計の概念と報酬について変えていくことも検討する必要がある。

前提から見直すことが理想的だが、実現性を考えれば、既存の建設生産システムの各部分を一つずつ改良していく、というスタンスが大事ではないか。

方策として実現していくために法律や政令の改正、ガイドライン等のいろいろなレベルがあるが、具体的に何を変えるのかをはっきりさせれば、イメージが沸くようになる。

プロセスには川上と川下の他に、横のつながりとして役割分担がある。この中で、責任は引き継がれていくのか、どこかで途切れるものがあるのか、責任の役割分担を考える必要がある。

従来は施工会社が全体をコントロールしてきたが、これからコンサルタントの自立が進むようになると、設計から施工まで一貫した思想を、発注者がしっかりとコーディネートしていく必要がある。また、今後、公物管理が行政の大きな課題となる中、発注者の体制不足を補うため、外部からの補完も必要である。

今後顕在化する課題として、体制の不足に伴って適切な時期に発注できなくなることも考えられる。これには、100点満点の発注ではなく60点で発注し、設計変更で柔軟に対応していく方法も考えられるのではないか。

その他

とりまとめの最後に、今後の課題等について記述しておく必要があるのではないか。

「インセンティブ」や「リスクマネジメント」等、カタカナが多くて分かりづらいものも多いので、可能なものは日本語に置き換えてほしい。

今後の予定

各委員の意見を踏まえて修正した上で適切な時期に公表したい。
中間とりまとめ後、重要な方策から個別検討を進めていきたい。